

盛岡市防災マップ作成業務委託 公募型プロポーザル審査要領

（目的）

第1 本要領は、盛岡市が実施する公募型プロポーザル（盛岡市防災マップ作成業務委託）に応募のあった企画提案に係る評価方法及び契約候補者の選定方法について定める。

（評価方法）

第2 受注候補者の選定に係る評価は、提出された参加申込書類、企画提案書類、プレゼンテーション内容から、企画提案の実現性及び妥当性等について、一次審査においては別表1、二次審査においては別表2の評価基準により実施する。

（審査員）

第3 一次審査である指定様式審査及び提案書審査については別表3に掲げる者が、第5に定める方法により審査を行う。また、二次審査であるヒアリング（プレゼンテーション）については別表4に掲げる者が、第6に定める方法により審査を行う。

（参加資格審査及び指定様式評価）

第4 参加申込書類により、担当部署の職員が参加資格審査を実施する。

（一次審査）

第5 指定様式及び提案書による書類審査を別表1の評価基準により実施し、企画提案者が3者を超えるときは評価点の高い上位3者を二次審査の対象とする。なお、企画提案者が3者以下の場合、参加資格を有する全ての企画提案者をヒアリング（プレゼンテーション）審査対象とする。

（二次審査）

第6 前項により一次審査で選ばれた企画提案者により、ヒアリング（プレゼンテーション）審査を別表2の評価基準により実施する。

（選定方法）

第7 一次審査及び二次審査の合計得点の高い順に契約候補者及び次点者を決定する。最高得点者が2者以上あった場合は、二次審査の得点が高い者を上位とする。それでも契約候補者が決定しない場合は、審査員の協議により決定する。

(別表１) 一次審査評価内容

評価項目		判断評価基準	評価区分
１．業務遂行能力	指定様式	指定様式の記載内容により、実績、技術者の能力等を評価する。	書類審査
	業務実施体制・工程管理	組織としての執行体制、人員配置が妥当であるか評価する。	
		業務スケジュールの実効性が確保されているか評価する。	
２．企画提案	業務実施方針	業務の目的、内容及び地域性を的確に把握しているか評価する。	
		本市の求める成果を踏まえ、業務の実施方針が適切に示されているか評価する。	
	提案内容	提案、アイデアが本市の求める成果に貢献するものか評価する。	
	提案価格	経費積算の妥当性を評価する。	

(別表２) 二次審査評価内容

評価項目		判断評価基準	評価区分
１．企画提案	提案内容	提案、アイデアが本市の求める成果に貢献するもので、妥当性及び具体性のあるものか評価する。	ヒアリング（プレゼンテーション）
		提案、アイデアが有効性のあるものか評価する。	
		提案、アイデアが実現可能性のあるものか評価する。	
２．全体評価	プレゼンテーション等	技術提案書全般の評価を行う。技術提案書全体、プレゼンテーションの内容等を評価する。	

(別表 3) 一次審査員 11 名

	部課名	職名
1	市長公室広聴広報課	係長等
2	総務部情報企画課	
3	建設部河川課	
4	都市整備部都市計画課	
5	上下水道局下水道整備課	
6	玉山総合事務所総務課	
7	総務部危機管理防災課消防対策室	
8	総務部危機管理防災課	
9	総務部危機管理防災課	
10	総務部危機管理防災課	
11	総務部危機管理防災課	

(別表 4) 二次審査員 10 名

	部課名	職名
1	－	危機管理統括監
2	－	特別参与
3	総務部	部長
4	市長公室広聴広報課	課長等
5	総務部情報企画課	
6	建設部河川課	
7	都市整備部都市計画課	
8	上下水道局下水道整備課	
9	玉山総合事務所総務課	
10	総務部危機管理防災課	